

令和8年度イオンにおける愛媛フェアでの催事支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度イオンにおける愛媛フェアでの催事支援業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 事業の目的

イオン株式会社の県外店舗（東北、南関東、東海、九州）で開催される愛媛フェアの催事部門において、催事に参加する県内事業者の募集や商品のとりまとめをおこなうとともに、フェアの円滑な実施に向けた各種調整を行うことで、県内事業者の実需の創出を行う。

2 業務の概要

- (1) 内容：令和8年度イオンにおける愛媛フェアでの催事支援業務仕様書のとおり
- (2) 期間：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 予算：2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 企画提案の参加資格

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと
- (4) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 「すご味」データベース掲載事業者等の販路開拓・販路拡大につながる事業を行う能力を有すること

4 プロポーザルへの参加表明等

- (1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年6月5日(金) 午後5時まで

○参加表明書（様式1） 正本1部

○履歴事項全部証明書 原本1部

○付属書類 各1部 ※会社等の主な業務内容を記載したもの（パンフレット等）

※提出先「9 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

※参加を取り下げの場合は、6月25日(木)までに参加辞退届（様式3）正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和8年6月5日(金) 午後5時まで

○質問書(様式2)

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

※提出先:「9 問い合わせ先・提出先」を参照

5 企画提案書の提出

提出期限 令和8年6月25日(木) 午後5時まで

○企画提案書 1部 正本1部、電子データ(PDF形式)

○見積書 1部 正本1部

※提出先「9 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

【企画提案書の作成方法等】

- ① 内容:令和8年度イオンにおける愛媛フェアでの催事支援業務仕様書及び同業務公募型プロポーザル提案依頼項目により提案すること
- ②形式:原則としてA4判、縦、横書き、左綴じとする(着色可)
- ③表紙:提案書の表紙には、下記を記載すること。
 - ・宛名:「愛媛県知事」
 - ・タイトル:令和8年度イオンにおける愛媛フェアでの催事支援業務企画提案書
 - ・提出年月日
 - ・会社名(押印要)

6 企画提案書の採否

- (1) 企画提案書の採否については、公募型プロポーザル選考委員会における書面審査を経て、文書で提案者に通知する。
- (2) 審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (3) 提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して事業実施者(予定)としての適否を判断する。

7 契約の方法

(1) 契約の締結

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに採用するものではなく、必要に応じ、契約候補者と提案内容に沿って協議・調整を行い、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更した上で、契約用の仕様書を作成する。県と契約候補者の

双方が合意に至った場合に、契約候補者から契約用の仕様書に基づいた見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点の提案者として評価した者を契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じること。

8 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業等一切の経費は提案者の負担とする
- (2) 企画提案書の提出は 1 者 1 提案とする
- (3) 提出された提案書は返却しない

9 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

すご味グループ 担当：野本

T E L : 089-912-2556

E-mail : ehime-sales@pref.ehime.lg.jp